

昭和区地域包括ケアシステムロゴマーク使用の手引き

2026 年 8 月

昭和区福祉課・昭和区地域包括ケア推進会議

名古屋市昭和区では地域包括ケアの取組みをより多くの方々に知ってもらうために、ロゴマークを作成しました。

当手引では、ロゴマークを使用するときの注意点などをまとめました。

1 作成の主旨

「だれもがいつまでも自分らしく暮らし続けるために」を理念とする昭和区地域包括ケアシステムの取組を広く知っていただき、関連事業のつながりが見える化し、一体的な取組として発信するため、ロゴマークを作成しました。

スローガンの一部から生まれた「だいじ」という言葉には、一人ひとりの暮らしや思いを大切にし、地域とのつながりを育んでいきたいという願いが込められています。

デザインに描かれたさまざまな色や大きさの木の実は、人々の多様性やそれぞれの個性を表しています。また、木全体を手のひらに見立てることで、地域住民や関係機関が力を合わせ、地域全体で高齢者を支える姿を表現しています。

2 利用可能なロゴマーク

当手引きで対象とするロゴマークは、下記の 2 種です。



3 権利の帰属

ロゴマークの一切の権利は、名古屋市昭和区に帰属します。

4 使用条件

ロゴマーク使用についての条件は以下のとおりです。

- ・使用する者が、昭和区地域包括ケアシステムの関係者であること。
- ・名古屋市昭和区が提供する画像データを使用すること。

※画像データは、以下からダウンロードできます。

URL：<https://www.city.nagoya.jp/showa/kenko/1021492/1052606.html>

※インターネットが利用できない方は、「8 お問い合わせ先」にご相談ください。

- ・使用料は無料。
- ・使用期限は特にありません。

5 使用にあたって禁止事項

①以下に該当する場合（あるいは、該当する可能性がある場合）は、ロゴマークは使用できません。

- ・営利目的の使用。
- ・法令や公序良俗に反する。
- ・名古屋市昭和区の信用や品位を損ない、イメージを傷つけるおそれがある。
- ・名古屋市昭和区の事業及び関連事業を推進するうえで支障となる。
- ・青少年の健全育成にとって有害である。
- ・政治、宗教、思想等に関する活動での使用、また、特定の個人・企業・団体・民族などへの中傷や攻撃を助長するおそれがある。
- ・自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する。
- ・市が特定の個人・企業・団体、あるいは商品・サービス・活動などを支援・推奨・公認しているような誤解を招くおそれがある。
- ・その他、ロゴマークの本来の使用目的に鑑みて不適当である、など。

②ロゴマークのイメージを正しく効率的に伝えるために、下記のような方法は避けてください。



×変形



×色を変える



×書体を変える

6 使用例

以下のような、使用例を参考に、使用される方々の多彩なアイデアで、さまざまな場面で使われることを期待します。

＊使用可な例＊

- ・名刺、パンフレット、リーフレットなどの一部に、昭和区地域包括ケアシステムの関係者であることを示すため、ロゴマークを掲載する。

7 その他の注意事項

- ・ロゴマーク使用によって生じる問題・トラブルなどについて、名古屋市昭和区は一切関知しません。
- ・ロゴマークを使用した作成物に関して、事故や苦情が発生したときには、使用者本人の責任で必要な処理を行ってください。

8 お問い合わせ先

ロゴマークについてのお問い合わせは、下記までお願いします。

名古屋市昭和区福祉課（地域包括ケア担当）

TEL：052-735-3874

FAX：052-731-8900

〒466-8585 名古屋市昭和区阿由知通3丁目19番地